

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第107条第3項	施設の使用に要する費用の承認	選挙管理委員会事務局
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第113条		
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第116条の2		
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第120条		

- 1 審査基準は、各施設において、それぞれ国、県又は市の条例、規則その他の法令で定められた額を承認することとする。ただし、国公立以外の学校については、演説会を開催するために必要とする実費相当分及び必要と認められる手数料分を合算した額の範囲内で承認することとする。
- 2 標準処理期間は、5日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。